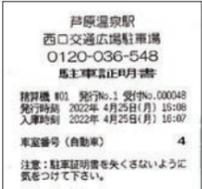


芦原温泉駅西口交通広場駐車場 利用方法について

- ① 駐車スペースに車を停める。
- ② 料金が課金されると、ランプが緑色に点灯する。
- ③ 精算機で駐車番号を入力し、精算する。
※ 未精算出庫を防ぐために、30分以内の場合でも③の作業を行ってください。
- ④ 精算が完了すると、ランプが消灯する。
- ⑤ 出庫。

駐車証明書について

精算機では、駐車後に駐車証明書を発行することができます。駐車証明書には、入庫時間や車室番号が記載されています。精算前に、入庫してからどれくらい時間が経過しているのを知ることができます。また、車室番号も記載されており、スムーズに精算することができます。駐車証明書は、精算機で駐車番号を入力後、駐車証明書のキーを押すことで発行できます。ぜひ、ご利用ください。



問合せ 生活環境課 生活 G ☎ 73-8017

フルーツラインの通行規制

路面改良工事および消雪管理工事のため、次のとおり通行規制を行います。ご理解とご協力をお願いします。

○路面改良工事・消雪管理工事
区間 柿原〜青ノ木
規制 片側交互通行(終日)
期間 12月20日まで
※天候や埋設物状況により、工事期間が変動する場合があります。

問合せ
農林水産課 農村整備G
☎ 73・8026
坂井農林総合事務所
☎ 84・8046



農業肥料費の一部を助成します

農業用肥料価格が高騰を続けていることを受け、令和4年中に購入した肥料費の一部を支援します。

対象者
市に住民登録をしている者(法人や集落営農組織については、本店または主たる事務所を市内に有する者)で、次のいずれかの要件を満たす農業者

① 水稲(主食用米、加工用米、飼料用米など)
市に営農計画書を提出しており10アール以上作付している人

② 水稲以外の作物(麦・大豆・野菜・果樹等畑作物)
肥料購入費が2万円以上の販売農家

対象経費および補助額など

① 水稲
営農計画書の令和4年度水稲の作付面積に対し10アール当たり2000円を助成(上限30万円)。

② 水稲以外の作物
令和4年1月1日から令和4年12月31日までに購入した肥料費の10%を助成(上限30万円)。

※水稲以外の作物は、令和4年中に購入した肥料費額と令和3年中に購入した肥料費に1.2を乗じた額のどちらか低い額に対して助成します。



※耕作面積が大幅に増加した人は「施肥基準」に即した施肥の肥料購入額を上限とします。

交付条件
補助の対象は、申請者自身が栽培するために購入した肥料費とし、本事業を活用して購入した肥料を、他人に売却または譲渡することを禁止します。

提出物
① 交付申請書
② 委任状
※様式は市のホームページからダウンロードできるほか、JA福井県の金津支店、芦原支店で受け取ってください。

申請期間
令和4年8月1日〜
令和5年2月28日

申請書提出先
JA福井県金津支店、
芦原支店

問合せ
JA福井県金津支店
☎ 73・1120
JA福井県芦原支店
☎ 78・5553
農林水産課 生産振興G
☎ 73・8025

電車大好きな小学生集まれ！！ えちぜん鉄道の車両運転体験

昨年大好評だった小学生を対象とした「えちぜん鉄道車両の運転体験」を開催します。車両基地も特別に見学することができます。電車好きな小学生の皆さん、ぜひ、この機会にご参加ください。

とき 9月24日(土)
9時〜12時

ところ えちぜん鉄道
福井口駅 集合

※えちぜん鉄道に乗り込んでお越しください。

対象 市内小学生のみ
(保護者同伴)

参加費 子ども 1500円
大人 500円

※運転体験は小学生のみ。
※保護者の同伴は、子ども1人につき、2人まで。
※会場までの電車賃は別途必要です。

自転車の正しい交通ルール

自転車は、道路交通法で軽車両に位置付けられており、車道通行が原則です。車道では、道路工事などの場合を除き、左端に沿って走行しなければなりません。

自転車では歩道を通行できるのは、標識などで歩道通行が可能な場合、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転している場合、車道の通行が危険な場合です。



交通ルールを守り、安全な運転を心掛けましょう。

問合せ 生活環境課
☎ 73・8017

あわらし小規模事業者応援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく売り上げが減少している小規模事業者に対して、事業の継続を支援するため、応援給付金を支給します。申請方法など詳しくは、市のホームページをご覧ください。

対象者
令和4年1月から5月のうち、ひと月の売り上げが3年前、2年前または前年同月比30%以上減少した、市内に主たる事業所を有する小規模事業者

※小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が、製造業および宿泊業などについては20人以下、卸売業・小売業・サービス業については5人以下の事業者とします。

※農業・林業・漁業・金融業・保険業など、対象外となる業種があります。ホームページによりご確認ください。

支給額
1事業者につき5万円

申請方法
郵送に限る

〒919-0621
あわらし市姫一丁目9-21
あわらし市商工会本所

申込み
【期間】7月21日(木)〜
9月15日(木) 必着

問合せ
あわらし市商工会(本所)
☎ 73・0248
商工労働課
☎ 73・8030



後期高齢者医療被保険者証 国民健康保険被保険者証

現在お使いの保険証の有効期限は、令和4年7月31日までとなっています。

新しい保険証は、7月下旬に簡易書留で郵送しますので、氏名や住所に誤りがないか、必ずお確かめください。

8月に入っても保険証が届かない場合は、お問い合わせください。

問合せ 市民課 保険年金G
☎ 73・8015



後期高齢者医療被保険者証



国民健康保険被保険者証